

今後の地方教育行政の在り方について

(中央教育審議会教育制度分科会審議経過報告)【概要】

資料 1 - 1

検討の経緯

- 本年4月15日、内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育委員会等の在り方について(第二次提言)」において、「合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間で責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足」といった課題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする改革が提言された。
- 中央教育審議会では、本年4月25日に文部科学大臣から、「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受けて以来、教育制度分科会において審議を重ね、これまでの審議内容を中間的に整理し、本年10月11日に「審議経過報告」を取りまとめた。
- 今後、具体的な制度設計に向けた法制的な検討を行うとともに、関係団体のヒアリング等を通じて幅広く意見聴取を行いながら、答申に向けて更に審議を深めていく予定。

今後の地方教育行政の在り方について

- ①教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化、②政治的中立性、継続性・安定性の確保、③首長の責任の明確化、の視点から制度改正の検討を行った。

1. 教育委員会制度の在り方について

(1) 新しい教育委員会の組織と役割

- 教育長は地方教育行政の責任者として個別具体的な事務の執行を行うこととし、教育委員会が審議すべき事項を、特に政治的中立性等の確保や、地域住民の意向の反映が必要とされる事項に限定するなど、地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針をじっくりと議論できるよう、役割を改めるべきである。
- 教育委員は、一步離れた立場から教育長の事務執行をチェックすることが必要である。
- 教育委員は、首長が議会の同意を得て任命することが考えられる。また、引き続き、任期4年とするとともに、委員の交代が一部ずつ行われる仕組み、厳格な罷免要件による身分保障という現行制度を維持することが適当である。

(2) 教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保

- 教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保のため、多様な属性を持った複数の委員による合議体が、地方教育行政に関与し、個々人の判断や恣意の介入を防ぐ仕組みを残すことが必要である。

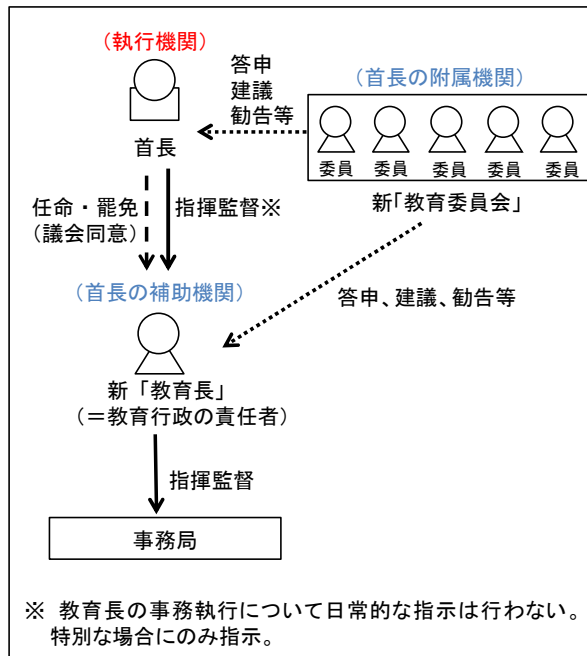
(3) 首長と教育長の関係

- 首長の任命責任を明確にするため、首長が、議会の同意を得て、教育長を直接任命することが適当である。あわせて、教育長の罷免要件を検討する必要がある。
- 地方教育行政の責任者が教育長であるという観点から、教育長は首長が任命するものの、一定の独立性をもった存在であるという前提に立って、制度設計を検討する必要がある。
- 首長の責任を明確化するため、公立学校の管理等の教育行政において重大な事案が生じた際の首長の関与の在り方について、引き続き検討する必要がある。

(4) 新しい教育長及び教育委員会の制度の方向性

- 教育委員会の現状に対する国民の課題意識を踏まえると、最も抜本的な改革案として、A案が考えられる。

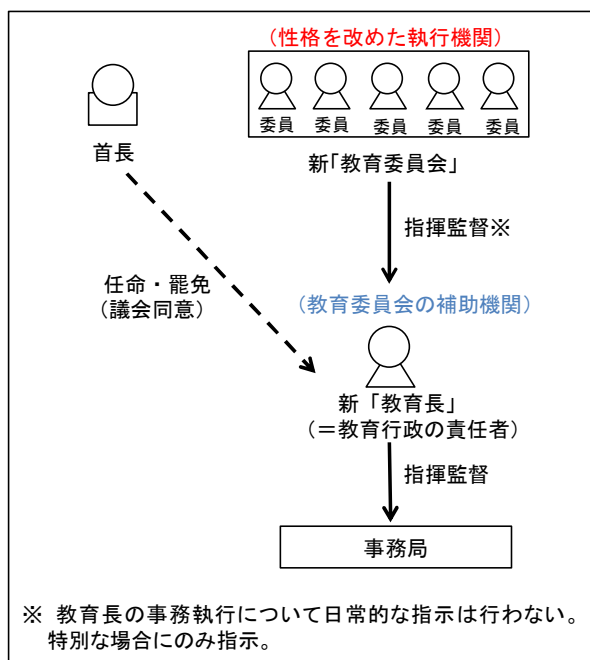
- A案：教育長＝首長の補助機関、教育委員会＝首長の附属機関



- 首長は、教育長の事務執行について日常的な指示を行わないこととする。
- 教育委員会は、首長又は教育長からの諮問を受けて答申を行うとともに、自ら首長又は教育長に対し、建議、勧告等を行う機関とする。
- 教育長の事務執行に問題があるなど特別な場合には、首長が、教育長に対して必要な指示を行うこととなるが、その際の手続を検討する必要がある。
- 教育の最終権限が、教育委員会から首長に移る中、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保ができるかが、課題。

- A案について、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保に関して課題があるとの意見もあることから、B案についても検討が行われた。

- B案：教育長＝教育委員会の補助機関、教育委員会＝性格を改めた執行機関



- 教育長と教育委員会の責任体制の明確化を図るため、教育委員会は、教育長の事務執行について日常的な指示を行わないこととする。
- 教育委員会は、基本方針等の限られた事項について審議決定を行うとともに、教育長の事務執行をチェックする機関とする。
- 教育長の事務執行に問題があるなど特別な場合には、教育委員会が、教育長に対して必要な指示を行うこととなる。また、首長も、教育長に対して調査又は勧告といった一定の関与ができるようにすることも考えられる。
- 政治的中立性等は確保されるが、現行制度を基盤とした改革案であり、現状との違いを明確にする必要があることが、課題。

（５）首長と教育行政部局との事務分担の在り方について

- 特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められる、学校教育や社会教育は、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。
- 文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務は、現行制度の教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものは何かを明確にする観点から、引き続き検討する必要がある。
- 文化財保護に関する事務については、新しい制度における教育委員会や教育長の位置付けも踏まえながら、地方文化財保護審議会と教育委員会の関係、文化財保護における教育委員会の役割は何かという観点について整理する必要がある。

（６）教育行政関係者の資質能力の向上等について

- 教育長には、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められ、「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、都道府県、大学等が主体となって、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である。
- 教育行政部局の体制強化のため、教育職、行政職双方の職員の資質向上が必要である。小規模の市町村においては、教育事務の処理の広域化への取組、指導主事の配置、学校への指導教諭の配置・活用が進むよう、国や県の支援が求められる。

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

（１）公教育における国の最終的な責任の果たし方について

- 地方教育行政の第一義的な責任は地方公共団体にあるが、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を守るために、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要がある。

（２）県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

- 県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- また、事務処理特例制度の活用や、都道府県と市町村の協議の上に地域を限定した勤務する教員の別枠採用という方策も考えられる。
- 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担については、指定都市に対する安定的で確実な財政措置、指定都市教育行政部局における事務体制の整備及び人事交流の必要性などを検討し、関係者の理解を得て、指定都市に移譲する方向で見直す。
- 教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組や予算面における学校裁量を拡大し、校長のリーダーシップの下で自主的・自律的な学校運営ができるようにすることが必要である。

(3) 教育現場の士気を高める方策について

- 教員評価の実施により、評価が透明化・双方向化された、面談前の授業観察を通じた校長と教員の意思疎通が図られたという成果がある一方、評価者の資質向上や評価方法の見直しによる評価の改善、評価結果を人事や給与等の処遇へ反映していくことが課題となっている。
- 多くの地方自治体で行われている、教育実践に顕著な成績を上げた教員を表彰する取組に加えて、子供や親によって教員を表彰する仕組みや、教員表彰を受賞した教員を研修の講師として活用する取組などが有効である。

(4) 第三者評価の在り方について

- 学校は、学校評価を通じて、家庭・地域と課題や目標を共有し、教育活動の充実につなげることが期待される。また、設置者は、評価結果を踏まえて学校に対する支援・改善の措置を講じることが重要である。今後、第三者評価の在り方についても、更に検討することが必要である。

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の重要性

- コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の活用を通じ、地域総がかりで学校教育の質を高めることが重要である。

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

- 国は、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の未設置の地域に対する支援、マネジメント力向上に向けた教職員研修等の在り方の検討及び地域人材の資質向上策などを推進する。
- 教育行政部局は、自主的・自律的な学校運営の促進や、マネジメント力を持った教職員の育成及び配置などを行う。
- 学校は、地域と連携・協働するための体制整備や学校に関する情報の積極的発信などを行う。

(3) 今後の展望

- 今後は、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方を検討すべきである。